

摂田屋村の名の由来 ～大峰山と行者の道
～ 摂田屋の地名は「接待屋」から

序

洋の東西を問わず、地名の成り立ちには、それぞれの場所の歴史が関係していることが多いと思います。

村松は、古くは村間津と書き、村々の間にある湊という地名から見られるように、信濃川流域の湊のひとつであり、栖吉とともに、中越の中心地のひとつでした。摂田屋の地名の由来として諸説ありますが、ここでは、7に示したように、支配地が細分化された「相給地」という慣習から、「接待屋」、「田屋」などの地名が各々の場所で使われていたと考えました。その上で下記の資料を参考に、

(*1) 長岡市編,「長岡市村松町の中世を歩く」,長岡市史双書No10 (1990)

(*2) 菊地章太,「十二山ノ神の信仰と祖霊観(下)」,東洋大学・福祉社会開発研究Vol3,(2010)

(*3) 小林芳郎,「しとのぎ荘摂田屋の考察」,長岡郷土史 第53号(2016)

大峰山や山古志方面を目指す修験僧や旅人の休息場所、宿としての「接待屋」にあるという説から説明を始めています。村松地域が、円融寺、大峰山から鋸山、山古志、小千谷の山岳修験道の入口であり、摂田屋が、その接待所、宿舎が集積する場所であったという説も、さもありなんと、納得いただけると思います。

結論

「接待屋」と「摂田屋」は並立した

村松関連のできごと			
13世紀 紀伊の歓喜寺、 古志の円融寺	14世紀 村松・栖吉が中越の 中心地で、金倉山 周辺に修験の地	15世紀 満願寺、円融寺 大峰山の麓に 宗教都市誕生	16世紀 満願寺、円融寺 上杉棄民一揆で 突如崩壊

MfG_J_dual_names_for_Setstaya_village は、下7. 結論と相給地
 詳細 並立の時代の詳細

MfG_J_Origin_of_Name_Setstaiya

1. 「接待屋」説について
 - (1) 歎喜寺の「接待屋」説とは
 - (2) 霊峰・金倉山
 - (3) 行者の道とは
2. 修験道の図

--- 以下、関連する話題を集めた ---
3. 円融寺記による円融寺の由来
4. 円融寺の参考図
 - (1) 円融寺周辺図
 - (2) 中世円融寺境内の復元図
 - (3) 大峰山周辺図（国土地理院地図）
5. 釜沢観音堂と満願寺
6. 鋸山、高彦根神社、栃尾の秋葉権現、栖吉の普濟寺と奥の風谷山
7. 結論と相給地

詳細 並立の時代の詳細

7. 結論と相給地

20190718 春日

改訂20201216

(1) 結論までの今までの経緯

紀州にもとのある、古くからの修験者の道場と接待所、水につかりやすい田圃の田屋の撰田屋の二説をもとに、いろいろ想像していたなかで、昨年2019年7月、相給地 (*1 あいきゅうち)という言葉を知り、村の呼び方として、「接待屋」と「撰田屋」は並立した、という仮説に到達しました。ところが、今秋2020年の9月に長岡市立中央図書館文書資料室より、市民向け古文書学習講座の過去の参加者宛に、古文書講座テキストのバックナンバー販売の文書が送られました。しばらく開封したままにしていたのですが、書類整理をしているときに、改めて読み返したところ、平成19年度の講座テキストの中に、安禅寺文書の中の『接待屋』と『撰田屋』の出入り という文書をもとにした学習があったことがわかりました。早速、文書資料室に出かけ、該当部分をコピーさせていただきまして、二つの村名が確かに並立していたことが、わかりました。

その文書は、接待屋村と撰田屋村の庄屋を兼務させてほしいという、安政六年(1859)、接待屋村の庄屋から安禅寺の役所に届け出た文書でして、このことから、次のことが分かります。つまり、接待屋村と撰田屋村という名の別々の二つの村があり、接待屋村は安禅寺の管理下、撰田屋村は長岡藩の管理下にあったということです。

遠方にある所領が相給地となっている何人かの旗本が、そのうちの一人に年貢取り立ての管理を委ねることは、普通に行われていたようです。これと同じようなことを、この接待屋村と撰田屋村の庄屋でも行おうとしたのが、この申し出のようです。

(2) 相給地

この「相給地」という支配形態は珍しくなかったようです。一つの村を旗本の五家で細分し、この「相給地」を代表の旗本に年貢などの管理を委託することは常態化していたそうです。

※ 相給地 (あいきゅうち) Wikiより

江戸時代、1村が2人以上の地頭または領主によって領知されること、またはその知行地。1村が分割領有されるので分郷(ぶんごう)ともいう。

江戸時代の知行割は村高を基準に1村単位で給与されるのを原則としたが、相給方式をとることがしばしば行われ、江戸時代知行制の一特色となっている。区分けの方法は、村を東西や南北などの地理的条件により一律に区切るということはせずに、各田畑の良し悪しなどを考慮して個別に帰属が決定され

た。したがって相給の村内ではモザイク状に領地が形成された。江戸期に、摂田屋が長岡藩領、蔵王神社社領が、明解な境界線で区切られているのではなく、モザイク状に領地が細分化されていたらしいということは、長岡造形大の平山育夫先生の研究調査の講演をお聞きし、知っていました。これが「相給地」というものだったということです。

(3) 摂田屋の場合

しかし、ここ摂田屋のように、藩領と寺社領が細分化となると、いずれかに任せるといってもいかならないと思います。

すると、支配者としては、いずれかの立場に沿った地名を使うのは、やりやすく、むしろ別々のほうが合理的です。そこで、書類上の名称なり地名の呼び名を変えたほうが良いということになりますが、せめて書類上で区別できるなら、呼び名は同じ方がいい、と考えた人もいると思います。

では、どうするか、改めて考えますと、接待屋村と摂田屋村などとするのが、妥当であると思うのです。

つまり、長岡藩領の人々は田屋という地形から「摂田屋」と呼び、蔵王神社社領の人々は修験行者の町ということで「接待屋」と呼んでいたとしても、何の不思議もないのでは、と思ったのです。

長岡の地元の郷土史史料である、「上組史料雑考」(昭和12年刊行)にも、1800年代の前半、長岡藩領では田屋、「摂田屋」と呼ばれていたが、蔵王代官が「接待屋」という呼称にするよう領内に命じたとの記述があります。今回の、接待屋村の庄屋から安禅寺の役所に届け出た文書は、まさに、二つの名称を使い分けていたことを示しているものです。

「摂田屋」、「接待屋」のどちらが本当か、いつまでも決着がつかなかったのは当然でして、「両方とも同時期に使われており、両方とも本当」なのです。

結論 「接待屋」と「摂田屋」は並立した村名である。

すっきりしました。

もちろん、どちらが先か、という疑問は解けていませんが、恐らく、自然発生的に、各々呼ばれるようになり、定着していたとみるのが妥当なように考えます。

次に、詳細を「並立の時代の詳細」として 追記しました。

詳細 村名「接待屋_撰待屋」と「撰田屋」の並立の時代について

1. 書類の意図

「撰待屋」と「撰田屋」は並立した

長岡藩領の「撰田屋村」

安禅寺領の「撰待屋村」

撰待屋村の村役が、長岡藩の役所に提出した、村役の兼務願い書である。

接待屋村と撰田屋村の庄屋を兼務させてほしいという、
安政六年(1859)、接待屋村の庄屋から安禅寺の役所に届け出た文書。

2. 安政六年 1859 は、どんな時代だったか

1853年(嘉永6年)	～黒船来航
1854年(安政元年)	
1855年(安政2年)	～安政江戸地震
1858年(安政5年)	～安政の大獄
1859年(安政6年)	長岡藩領の「撰田屋村」 安禅寺領の「撰待屋村」
1861年(万延元年)	～桜田門外の変
1862年(文久元年)	～生麦事件
1862年(文久2年)	～生麦事件
1863年(文久3年)	～薩英戦争
1867年(慶応3年)	～大政奉還

3. 撰 の字

①とる。取り入れる。「撰取」「包撰」	接心／撰心 せつ-しんの説明
②かねる。代わって行う。「撰政」	1 心が外界の事物に触れて感ずること。
③ととのえる。おさめる。やしなう。 「撰理」「撰生」	2 仏語。 ㊦精神を集中し、乱さないこと。
④「撰津(せつつ)の国」の略。「撰州」	㊧禅門で一定の期間、座禅をすること。

4. 何のお客、旅人を接待

誰も言っていないようですが、私は、当初は、大峰山や金倉山への修験者、そして中世には大峰山の麓にあった、満願寺、円融寺という七堂伽藍を備えた大寺院の参詣者ではないかと思うのです。云われている都野神社参詣者説は、撰田屋に遠いため、無理があるように感じます。

みな、16世紀に上杉棄民一揆で崩壊しましたので、一切が不明ですが。

村名「摂待屋」と「摂田屋」の並立の時代 安政六年
「摂待屋」と「摂田屋」は並立した村名

乍恐以書付奉願上候 (読み下し文略)

藩村役録之儀、前々下私所持仕来候処、進退不如意ニ罷成、先年願上堀金村庄屋専左護門方江質地ニ差向、當節年明之所、金子調達出来兼、無余儀今般流地之図リニ對談仕候得共、當村方之儀者、御案内被為下置候通り、長岡御領摂田屋村入組田畑家立共、悉入交り内実一村同様之村柄ニ候処、畢竟御双方御役儀共、從來私方ニ而相動候故、是迄無事ニ相治候儀ニ付、後年ニ至リ万一村役場引分連、両庄屋等ニ相成候而者、未々両村共必至与立行兼候次第、百姓一同心痛仕、右之訳柄申入、双方熟談之上、御役儀者是迄之通り達次方ニ而、永々相動候究、且後年ニ専左護門方不差操ニ而、右役録手放し候節者、時之相場を以、達次〇村方江讓返し呉候図り、役諸規定書今日為取交之候間、何卒以格別之御慈悲、此段宜御聞濟被成下置度、別紙差上候役録之儀者、右専左衛門江被仰付被下置度、奉願上候、以上

安政六未年二月

右願人

摂田屋村

長岡御領
堀金村庄屋
専左護門
方江質地
ニ差向

組頭達
甚右衛門
印

撮待屋村

一 村絵図面 式 枚

御役所 奉差上書付之事